

**(仮称)「中長期的な区役所のあり方」の策定に向けた  
「川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区のあり方検討部会」について**

**1. 設置目的**

市民にとって最も身近な行政機関である区役所について、大都市制度に関する地方自治制度の見直しや地域包括ケアシステムの構築など、政令指定都市の区役所に求められる役割や周辺環境が大きく変わりつつあるなか、本市におけるこれまでの10年間にわたる区行政改革の取組を踏まえつつ、10年後の地域の姿を見据え、川崎らしい新たな区役所のあり方を定める(仮称)「中長期的な区役所のあり方」の策定に向けて重点的に調査審議するため、「川崎市行財政改革に関する計画策定委員会」に、学識経験者による「区のあり方検討部会」を設置し検討を行う。

**2. 委員構成**

学識経験者：3名(五十音順、敬称略)

分野	氏名	所属	他の附属機関等での就任状況
社会福祉・ソーシャルデザイン	秋山 美紀	慶應義塾大学環境情報学部准教授	総合計画有識者会議
行政学 都市行政論	伊藤 正次	首都大学東京都市教養学部教授	行財政改革に関する計画策定委員会(委員長)
コミュニティ政策	名和田 是彦	法政大学法学部教授	協働・連携のあり方研究会(座長)

※ 行政側出席者は、市民・こども局長、区政推進部長、区調整課長、行財政改革室長、行財政改革室担当課長、企画調整課担当課長、自治推進部担当課長、財政課担当課長、地域包括ケア推進室担当課長

※ その他議題に応じて関係職員が出席

**3. 検討スケジュール(案)**

開催月	内容(案)
① 6月	中長期的な区役所のあり方の基本的な考え方について
② 7月	局区間の調整手法や人材育成のあり方について 中間取りまとめ(案)について
③ 9月	区役所における住民自治のあり方について(区民会議)
④ 11月	(仮称)中長期的な区役所のあり方(素案)について 検討結果の取りまとめについて
⑤ 2月	(仮称)中長期的な区役所のあり方について 今後の具体的な取組について

※ 委員と区長との意見交換会の開催についても今後検討

## 行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市の区役所の役割・機能等について重点的に調査審議することを目的として、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、川崎市行財政改革に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）に区役所のあり方検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 局 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び同条例第2条の規定により設置された本部、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局並びに選挙管理委員会事務局をいう。

(2) 区役所 川崎市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）に規定する区役所、区役所地区健康福祉ステーション、区役所保健福祉センター健康ステーション、区役所支所及び区役所出張所をいう。

(3) 部会長 条例第8条第3項に定める部会長をいう。

### (所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 中長期的な区役所のあり方に係る計画の策定に関すること
- (2) 局区役所間の調整手法や人材育成のあり方に関すること
- (3) 区における住民自治に関すること
- (4) その他部会長が必要と認めること

### (会議)

第4条 部会の運営は、条例に定めるところによる。

### (関係者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (決議)

第6条 委員会は、条例第8条第7項の規定に基づき部会の決議をもって委員会の決議とするときは、あらかじめその旨の決議を行うものとする。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、市民・こども局区政推進部区調整課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。